

# 自己資本の充実の状況

## ● 金利関連取引

(単位:百万円)

項目	2015年度末				2016年度末			
	契約額等	引当	時価	評価損益	契約額等	引当	時価	評価損益
取引所	金利先物	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
	金利オプション	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
	金利スワップ	受取固定支払変動	-	-	-	-	-	-
		受取変動支払固定	18,000	7,000	△362	△362	-	-
受取変動支払変動		-	-	-	-	-	-	
店頭	金利オプション	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
	キャップ	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
	フロアー	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
	スワップ等	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
合計		18,000	7,000	△362	△362	-	-	

注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。  
2.時価の算定  
取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっています。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しています。

## ● 通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジット・デリバティブ取引

該当するデリバティブ取引の取扱いはありません。

## ● その他業務に関する指標

### 〈公共債窓口販売実績〉

(単位:千円)

項目	2015年度	2016年度
国債	108,670	38,200

### 〈投資信託窓口販売実績〉

(単位:千円)

項目	2015年度	2016年度
投資信託	31,161	12,996

### 〈内国為替取扱実績〉

(単位:件)

項目	区分	2015年度	2016年度
送金・振込	各地へ向けた分	263,087	269,759
	各地より受けた分	2,806,195	3,047,578
代金取立	各地へ向けた分	10	5
	各地より受けた分	11	24
合計	各地へ向けた分	263,097	269,764
	各地より受けた分	2,806,206	3,047,602

## ● 単体自己資本比率(国内基準)

(単位:%)

2015年度	2016年度
10.33	10.14

注)当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」(以下、「自己資本比率告示」といいます。))により、自己資本比率を算定しています。この告示は平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されております。また、当金庫は国内基準を採用しております。

### 「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準とよばれる自己資本比率が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる比率が適用されます。2013年度末から適用する算式は以下のとおりです。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\left( \begin{array}{l} \text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1))} \\ - \\ \text{コア資本に係る調整項目の額(注2)} \end{array} \right)}{\left( \begin{array}{l} \text{信用リスク・アセットの額の合計額(注3)} \\ + \\ \text{オペレーショナル・リスク相当額} \times 1.25 \text{(注4)} \end{array} \right)}$$

(注1)出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計  
(注2)無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計  
(注3)資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(含むオフバランス取引等)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額  
(注4)8%(国際統一基準の自己資本比率)の逆数である1.25を乗じています。

### ①信用リスク・アセットの計算方法

「標準的手法」および「内部格付手法」のうち、当金庫は「標準的手法」(注)を採用しています。

(注)標準的手法…細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン(1億円以下)が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

### ②オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」および「粗利益配分手法」および「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」(注)を採用しています。

(注)基礎的手法…粗利益の15%(直近3年の平均値)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は10.14%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き、保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

## (1)自己資本の構成に関する開示項目

(単位:百万円、%)

項目	2015年度末	経過措置による 不算入額	2016年度末	経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	52,520		53,084	
うち、出資金及び資本剰余金の額	7,003		7,002	
うち、利益剰余金の額	45,895		46,461	
うち、外部流出予定額(△)	△378		△379	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0		3	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0		3	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
<b>コア資本に係る基礎項目の額 (イ)</b>	<b>52,521</b>		<b>53,087</b>	
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	54	82	69	46
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	54	82	69	46
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	6	10	44	29
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
<b>コア資本に係る調整項目の額 (ロ)</b>	<b>61</b>		<b>114</b>	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ) 52,459		52,973	
<b>リスク・アセット等(3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	481,819		496,761	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△5,784		△2,384	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	82		46	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	10		29	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△5,876		△2,461	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	25,733		25,157	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
<b>リスク・アセットの額の合計額 (ニ)</b>	<b>507,552</b>		<b>521,919</b>	
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.33		10.14	

## 自己資本調達手段の概要

2016年度末の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：中国労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：53,087百万円

### 「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式(普通出資)・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

### 「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目を「コア資本に係る基礎項目」として定めております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました(ただし、経過措置が設けられています)。

### 「出資金」とは

会員のみならずより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

### 「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べて支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないものうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

### 「資本剰余金とは」

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他資本剰余金」で構成されております。「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額的全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

### 「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」および「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

- (1) 金利変動準備積立金  
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。
- (2) 機械化積立金  
事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。
- (3) 配当準備積立金  
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。
- (4) 経営基盤強化積立金  
将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

### 「外部流出予定額(△)」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員のみならずへ還元することが予定されるものを指しています。

### 「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、例えば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

### 「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引当て(積み立て)るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び退職給付引当金の三種類を引当てしております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引当てするというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当てという制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。(算入上限は信用リスクセットの額の合計額の1.25%)

### 「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価(公示地価等)で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目(Tier2)に加算することが認められていましたが、2013年度からの新告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

ただし、この取扱いについては、経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入(算入割合は年々減少)することが可能です。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。

当金庫ではこの経過措置を適用しております。

### 「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金試算等があげられます(ただし、経過措置が設けられています)。

### 「のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形資産(ソフトウェアやリース資産、電話加入権等)は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。(2012年度までの旧告示では信用リスク・アセットの額の合計額に加算されてきました。)

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた掛目を乗じた額を調整項目の額に算入し、算入されなかったものの額をリスク・アセットの額の合計額に算入することが可能です。当金庫ではこの経過措置を適用しております。

### 「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額(税効果勘案後)が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

### 「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー(利息収入等)を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

### 「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた掛目を乗じた額を調整項目の額に算入し、算入されなかったものの額をリスク・アセットの額の合計額に算入することが可能です。当金庫ではこの経過措置を適用しております。

### 「自己資本の額((イ)-(ロ))とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。